

答申書

令和2年3月

安城市公立保育所等経営審議会

◆はじめに 一答申にあたってー

諮問事項の審議においては、子どもファーストの視点に立ち、幼児教育・保育の質の向上、公立園が地域において担ってきた役割の継承、昨年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う市の財政負担の増加に対する即効性のある対応など、様々な観点から審議会の考えを取りまとめました。

市におかれては、子ども・子育て支援事業計画の基本理念『幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城』の実現に向け、引き続き経営的な視点を持ち、将来にわたり持続的に幼児教育・保育施策に取り組まれることを期待します。

◆用語の定義

この答申において使用する用語は、以下のとおり定義します。

- (1) 保育園等…保育園、幼稚園、認定こども園
- (2) 公立園……公立の保育園等
- (3) 民間園……私立の保育園等
- (4) 保育士等…園長、主任、保育士、教諭、保育教諭など保育園等に勤務する職員
- (5) 民間手法…社会福祉法人^(※1)など市以外のものが保育園等の運営を行うこと
- (6) 事業団……社会福祉法人^(※1) 安城市社会福祉事業団^(※2)（仮称）
- (7) 応急保育…災害時に通常保育再開まで実施する子どもの一時的な預かり

◆背景

本審議会で審議対象となっている施設のうち保育園の運営費については、従来から国、県、市と利用者が負担してきました。しかし、国の三位一体改革が行われた平成16年以降、特定財源として交付されていた公立の保育園運営に対する補助金は廃止され、一般財源化されました。これにより、安城市のような地方交付税不交付団体は、国・県からの財源を失うことになりました。

こうした状況に対し、安城市では平成18年度から公立園の運営方法について検討しましたが、民営化はしないとの結論を取りまとめました。

しかし、この検討から10年余が経過した現在、安市の低年齢児0～2歳児の人口全体がゆるやかに減少傾向であるのに対し、女性の社会進出による保育需要の増加などを背景とした入園率の高まりにより、保育園入園者数は右肩上がりで増加しています。それに伴い、保育園運営に係る経費も増加し、平成30年度決算において保育園費は50億1400万円余となり、10年前と比較しますと約1.8倍の増加を見せ、今後もさらに増加することが予想されます。加えて、国の幼児教育・保育の無償化により、安城市にとって保育料収入という財源が失われ、市の財政負担はますます大きくなります。

こうした社会情勢の変化を受けて、昨年5月に附属機関である安城市行政改革審議会から「公立保育園等の経営の在り方について早急に検討」するよう意見書が安城市長へ提出されました。それを受け、本審議会が設置されることとなり、限られた財源のなか、公立保育所等の経営のあり方に関する事項について、本審議会に諮問されることとなりました。

◆提言

――市が設立する社会福祉法人^(※1)による公立園の運営について――

低年齢児を中心とした保育ニーズの増加など社会情勢の変化への対応と、幼児教育・保育の持続的な提供のためには、財源を確保する必要があり、その一つの方法として、民間手法を導入することにより、国・県からの交付金を得ることが効果的であるとの結論に至りました。導入にあたっては、公立園が従来から担ってきた地域における役割を継承しつつ、今以上に公立園、民間園が一体となって地域の子育て支援、幼児教育・保育の質の向上に努めなければなりません。これらを実現するための方法として、以下のとおり取り組む必要があると考えます。

1 基本方針

(1) 環境を変えないこと

民間手法を活用する場合、保護者が最も不安に感じることは、先生が替わること、園の運営方針が変わることなど、環境が変わることによる子どもへの影響であると考えられます。慣れ親しんだ環境で引き続き生活できることが、子どもの最善の利益につながるものと考えます。

(2) 地域における役割の継承

公立園は従来から、①地域の拠点的役割、②子育て支援を推進する役割、③人材育成、幼児教育・保育の質の向上を図る役割など、通常保育園等で行う業務以外についても地域において役割を担ってきました。この役割については、今後も引き継いでいく必要があります。

(3) 幼児教育・保育の無償化に伴う負担増などに対する即効性のある対応

幼児教育・保育の無償化に伴う市の負担額の増分を試算しますと、令和2年度当初予算ベースで年間3.9億円となります。無償化への対応及び今後の幼児教育・保育需要への対応のために、民間手法の導入は、可能な限り多くの園を早急かつ一度に実施することが望ましいと考えます。

2 運営方法

(1) 主体

上記基本方針を踏まえ、安城市の出資のもと、社会福祉法人^(※1)である社会福祉事業団^(※2)を設立し、事業団へ一部公立園を移管し運営する方法が望ましいと考えます。また、安城市と事業団との間で協定を締結し、市が積極的に運営に関与できる児童福祉法に基づく「公私連携型保育所^(※3)」、若しくは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園^(※3)」とし、保育園等が引き続き担っていくべき地域の中での役割を担保するとともに、環境の変化を最小限に留めることなど、責任を持って対応されることを望みます。

その一方で、民間としての独自性、柔軟性を取り入れ、運営されることを期待します。

(2) 規模

財政効果を得るために、また、派遣を伴う人事異動を円滑に実施するため、移管する園の数は、公立園27園（保育園：23園、認定こども園：2園、幼稚園2園）の内、概ね半数程度が望ましいと考えます。

(3) 時期

保護者及び公立園の保育士等へ丁寧に説明し、十分に理解いただいた後、財政効果を考え、できるだけ早急かつ一度に移管することが望ましいと考えます。

(4) 体制

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例に基づき、公立園の保育士等を事業団へ派遣し、移管された園において、従来と同じ保育が行われ、子どもにとって安心できる環境が提供されることを望みます。

(5) 施設・設備等

土地や建物などの施設は、建物の保全等必要な整備を市の責任において実施するため、事業団への貸付が望ましいと考えます。

3 公立園のあり方と連携による幼児教育・保育の実施

地域の子育て支援の中心、災害時における応急保育の実施園、同一中学校区内の保育園等の連携の拠点として、各中学校区の公立園のうち1か所を基幹園として位置付け、以下の機能を果たすことを期待します。

(1) 地域子育て支援の中心

基幹園は、子育て支援センター^(※4)を併設しているなど規模の大きな公立園から選定し、いつでも子育てに関する相談ができるなど、地域の子育て支援の中心的役割を担うこと

(2) 災害時における応急保育の実施

公共が担うべき役割の一つである災害対策、復旧に向けての第一歩として、基幹園にて応急保育を実施することにより、早期の保育再開を図ること

(3) 同一中学校区内の保育園等の連携の拠点

基幹園が、同一中学校区内の保育園等が連携を図ることとなることにより、幼児教育・保育の質の向上に努めること

また、連携により、以下の取り組みを実施することを期待します。

- ア 幼児教育・保育の質の向上に向けた研修体制の拡充
 - ・公立、民間の合同研修会の実施や、公開保育を基幹園が中心となって実施すること
- イ 地域の課題・実情に合わせた保育実践
 - ・保育園等は地域に根差しており、地域の課題やニーズを把握することが可能なため、中学校区内の保育園等が情報共有や意見交換をする場を設けるとともに、それらを幼児教育・保育施策に反映し、保育実践へとつなげる取り組みを行うこと
- ウ 行政機関との連携強化に向けた取り組み
 - ・学校や保健センター等との連携により、支援を必要とする家庭や子どもに対し包括的な支援を行うこと
 - ・大規模災害の発生時においては、基幹園にて速やかに応急保育を実施するにあたり、市の災害対策本部との連携を図ること
 - ・情報が集まりやすいという公共の利点を生かし、情報発信、情報共有に努めること

4 新たな運営方法により得られる財源の活用

幼児教育・保育を持続的に提供していくためには、事業団への移管による新たな財源確保は必要ですが、子ども、保護者にとって、より良い幼児教育・保育に関する事業のため活用されることや、保育士等にとって、働きやすい環境となるよう活用されることも期待します。

5 留意すべき事項と行政への期待

- ・子どもファーストの視点に立ち、安城市が明確なビジョンを持ち今後の幼児教育・保育を進めていくこと
- ・現行の研修体制の確保、研修体制の拡充により、幼児教育・保育の質の向上に努めること
- ・派遣される保育士等の身分や待遇を保障すること
- ・保護者及び保育士等へ丁寧な説明を行い、十分な理解を得てから進めること
- ・事業団への移管をファーストステップと位置付け、効果の検証を行うとともに、今後の社会情勢の変化等も考慮しながら、その時代に適した形にブラッシュアップすること

◆ おわりに

本審議会では、安城市の公立保育所等の経営のあり方について、安城市における保育園等の特色などを踏まえ、財政状況等を含めた現状と課題に対し様々な方面から検討を行い、今回の答申に至りました。

その中で、民間手法の導入は、将来を見据えた持続的な幼児教育・保育の提供と事業拡大のための財政的担保という点において、自治体経営の視点から必要であり、国・県からの交付金を得ることは、財政上のメリットが非常に大きいことが確認できました。

一方で、民間手法の導入に伴い公立園の数が減る中で、これまで公立園が担ってきた役割をどのように継承していくのか、幼児教育・保育の質を維持、向上させるための研修体制はどのように確保するのか、公立園と民間園それぞれが担う役割や、保育士不足のなか保育士をどう確保していくかなど、今後の幼児教育・保育における市の考え方や体制についての意見も出されました。

また、財政上のメリットのみならず、民間手法の導入を契機として、新たな事業等を検討するなど、より良い施策の実施への期待も寄せられました。

市におかれでは、本答申の趣旨を踏まえ、子ども・保護者にとって、より良い幼児教育・保育環境の充実を図るとともに、常に行政改革の意識を持ち、引き続き持続可能な保育園等の運営に取り組まれることを望みます。

◆ 用語解説

※ 1 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めにより設立された公益性の高い非営利法人をいう。

なお、法人が実施する社会福祉事業には、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設、救護施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所、訪問介護、デイサービス、ショートステイ等）がある。

また、社会福祉法人は、社会福祉事業の他、公益事業及び収益事業を行うことができる。

※ 2 社会福祉事業団

地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営などを行う社会福祉法人格を持つ団体であり、社会福祉政策の実施のために、地方公共団体等が出資して設立する法人をいう。

※ 3 公私連携型保育所、公私連携幼保連携型認定こども園

子ども子育て新制度において、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき創設された新しい運営形態。民設民営でありながら、協定の締結等により、市の関与を明確にし、市が求めてきた保育の質を担保するとともに、公立園が重視してきた保育内容等を継承することができる。

※ 4 子育て支援センター

子育ての相談や子育て情報の提供、子育てサークルの育成・支援等を行う施設であり、市内に 5 カ所設置されている。

【資料】

○諮問書

(写)

31 経管第31号
令和元年12月9日

安城市公立保育所等経営審議会会長様

安城市長 神谷学

安城市公立保育所等における経営のあり方について（諮問）

安城市公立保育所等経営審議会規則第2条の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

1 濟問事項

安城市公立保育所等における経営のあり方に関する事項

2 濟問理由

近年、低年齢児を中心とした保育ニーズは増加傾向にあり、本年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、財政負担もより一層大きくなると予想されます。このことから、限られた財源のなか、本市における幼児教育・保育を持続的に提供できるよう、今後の公立園の経営のあり方について方針をまとめるため、貴審議会に諮問するものです。

○安城市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担任事務）

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表（第2条－第4条関係）

執行機関	名称	担任事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	(略)				
	安城市行政改革審議会	行政改革の推進及び市長マニフェストの進捗状況に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表する者 市民 その他市長が必要と認める者	2年
	(略)				
安城市公立保育所等経営審議会	安城市公立保育所等の経営の在り方に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 幼児教育又は保育の関係者 市民 その他市長が必要と認める者	審議期間	
	(略)				

○安城市公立保育所等経営審議会規則

令和元年9月30日安城市規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市公立保育所等経営審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会に、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部経営管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○安城市公立保育所等経営審議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏 名	所属及び役職等	選任区分 (安城市附属機関の設置 に関する条例第2条)
会長	横山 幸司	滋賀大学 産学公連携推進 機構 経済学系 教授	
副会長	新井 美保子	愛知教育大学 副学長	学識経験者
委員	齊藤 由里恵	中京大学 経済学部 准教授	
委員	執行 紀美代	民間保育園園長代表	
委員	寺部 晓	愛知県私立幼稚園連盟 安城支部長	幼児教育又は保育の 関係者
委員	杉田 昌信	公立幼稚園・認定こども園 保護者代表	
委員	石井 佳子	公立保育園保護者代表	
委員	黒柳 みゆき	安城市立保育園・幼稚園等 園長会会長	市長が必要と認める 者
委員	橋本 晃		
委員	山田 京子		市民(公募市民)

○審議会開催状況

回	開催日	議題等
第1回	令和元年 1月29日	・会長の選任及び副会長の指名 ・諮問 ・安城市公立保育所等経営審議会について ・安城市保育園等の運営状況及び特色について
第2回	令和元年 1月25日	・民間手法導入の他市事例等について ・民間手法を活用した保育園等の運営について
第3回	令和2年 1月27日	・民間手法を活用した保育園等の運営について
第4回	令和2年 2月14日	・安城市公立保育所等経営審議会答申案について

○審議会資料

◇審議会説明資料

・第1回

安城市公立保育所等経営審議会について
安城市保育園等の運営状況及び特色について
幼児教育無償化の概要と市への影響について
民間手法導入による財政的効果について

・第2回

前回のご質問・ご意見について
民間手法導入の他市事例等について
民間手法を活用した保育園等の運営について

・第3回

前回（第2回）のご質問・ご意見について
民間手法を活用した保育園等の運営について

◇議事録要旨（第1回～第4回）